

## 県内の風力発電の現状と今後の見込等について

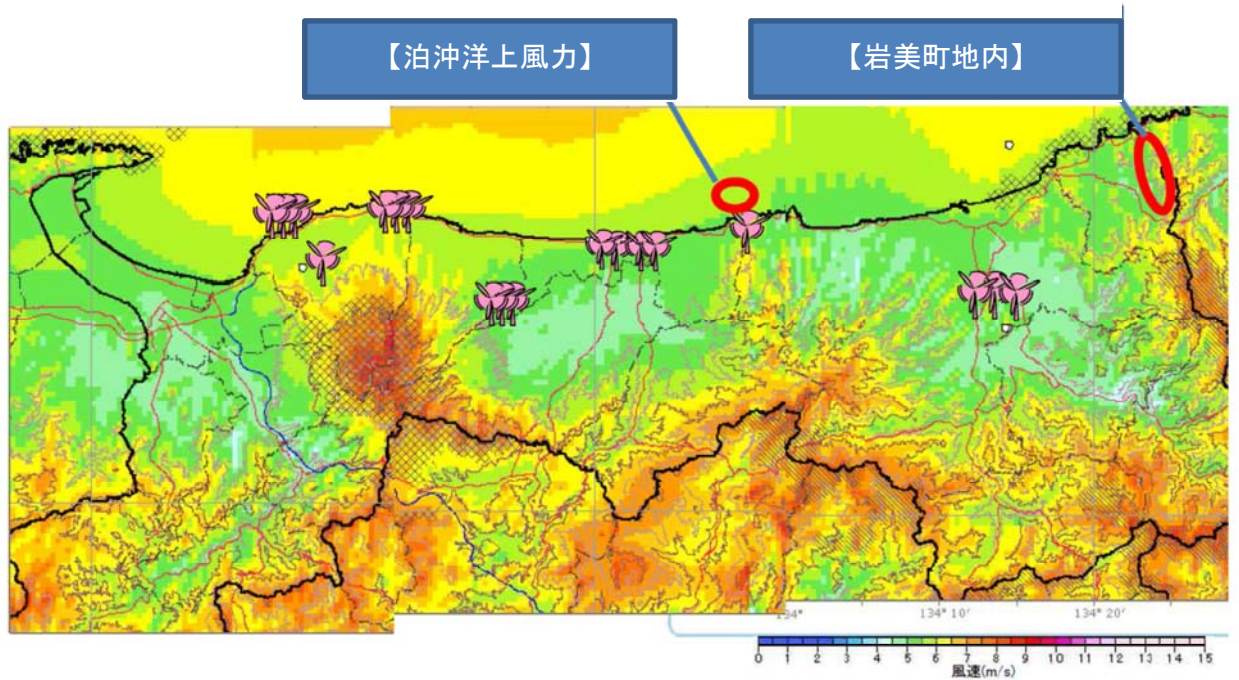
平成26年10月31日

環境立県推進課

### 1 現状

○県内における風力発電設置場所図

岩美町地内の風力発電事業（2,500kW×19基＝47,500kW）及び泊洋上風力発電事業（3,000kW×10基＝30,000kW）については、事業進展の情報なし



(NEDO局所風況マップより)

○風力発電導入状況一覧表

							単位[kW]	
年度	設置者	場所	規模	基数	容量[kW]	年度計	任期別計	
H14	旧泊村	潮風の丘とまり	600kW×1基	1	600	600	600	
H15								
H16	旧名和町	高田工業団地	1,500kW×1基	1	1,500	1,500	27,000	
H17	企業局	鳥取放牧場	1,000kW×3基	3	3,000	25,500		
	旧北条町	北条砂丘	1,500kW×9基	9	13,500			
	民間	大山町	1,500kW×6基	6	9,000			
H18								
H19	民間	琴浦町	1,500kW×13基	13	19,500	31,500	31,500	
	民間	大山町	1,500kW×8基	8	12,000			
H20				0	0	0		
H21				0	0	0		
H22				0	0	0		
H23				0	0	0		
H24				0	0	0		
H25								
H26								
計				41	59,100	59,100		59,100

## 2 今後の見込み

- ・現在、新たな案件なし

## 3 風力発電の今後の推進

平成24年3月に策定した”とっとり環境イニシアティブプラン”に示した再生可能エネルギー電気発電事業者への支援施策により県内における風力発電の推進を図る。

- 県が立地候補地を公開して、民間事業者からの事業提案を募る。
  - ・大規模太陽光発電については候補地を公開し事業化が図られている。
  - ・大型風力発電については、公開できる候補地なし。
- 県独自の支援策（平成24年度から実施）
  - ・鳥取県再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金
  - ・鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金（系統連系用電源線費用補助事業）
  - ・”（バンク逆潮流対策工事費用補助事業）
  - ・”（利子相当額補助事業）

## 4 風力発電の活用

再生可能エネルギーを利用した発電はコストが高く、国において再生可能エネルギー電気特別措置法により調達価格及び調達期間が定められ導入促進が図られている。

この状況を踏まえると、当面は特定用途への活用を目指さず、発電事業者による固定価格買取制度を活用した電気事業者への売電によるエネルギーの増産を図る。

## 「風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」(環境省)の実施

平成26年10月31日

環境立県推進課

本県は、風力発電事業促進のため、環境省の実施する標記事業に、鳥取県中部沖(洋上風力)を対象地区として応募したところ、平成25年10月に採択され、現在、事業実施(調査)中です。

事業終了後に公表される本調査結果を活用することで、環境アセスメントにおける環境調査の期間短縮及び調査費用の低減などが期待できます。

### 【事業の概要】

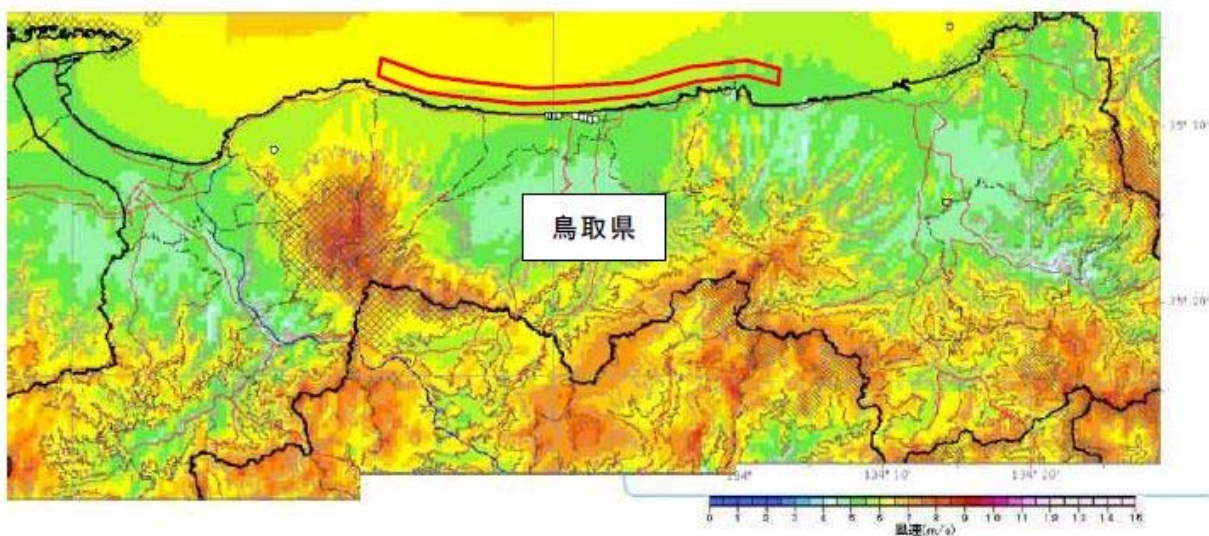
#### 1 目的

再生可能エネルギーとして期待されている風力発電等の早期立地の適地と考えられる地域について、環境影響評価を実施する際に活用できる地域固有の環境情報を、環境省が体系的に収集(データベースとして整備)し、広く提供することにより、質の高い環境影響評価を効率的に実施できる条件整備を行い、風力発電等の早期大規模導入に資すること。

#### 2 調査の概要

地域固有の環境情報(猛禽類の生息状況、渡り鳥の状況、植生の状況、主要な眺望景観等、当該地区で環境影響評価を実施するにあたって必要となる基礎情報)について、環境省が調査会社に委託して文献・ヒアリング・現地調査を実施。

#### 3 調査区域 鳥取県中部沖(調査面積:40.0km<sup>2</sup>)





背景・目的

環境アセスメントに活用できる環境基礎情報(貴重な動植物の生息・生育状況等の情報)のデータベース化及びその提供を通じて、質が高く効率的な環境アセスメントの実施を促進する。  
 <該当戦略>③低炭素・循環・自然共生の実現を通じた活力と魅力あふれる地域づくり  
 ( 施策展開 ) 自立・分散型低炭素エネルギー社会の構築

事業概要

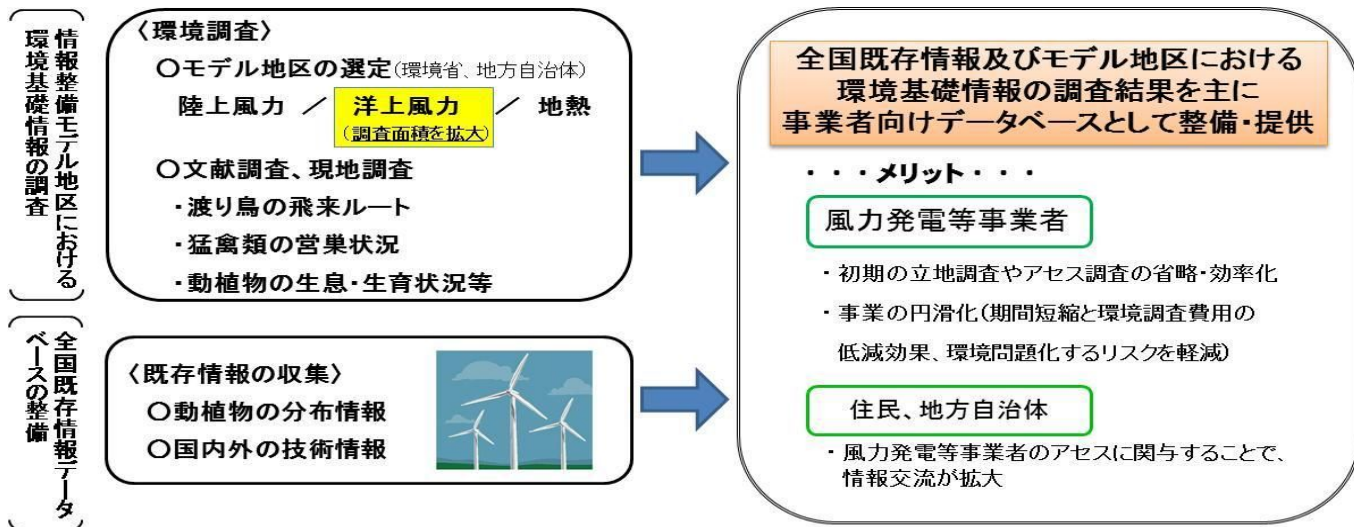
- ( 1 ) 環境基礎情報データベースの提供等
- ( 2 ) 情報整備モデル地区における環境基礎情報の調査

期待される効果

- 風力発電等により影響を受けやすい場所を予め明らかにすることによる環境影響の回避・低減。
- 事業者が情報を活用することによる質の高い環境アセスメントの効率的な( =環境調査期間の短縮化)実施が可能。  
 ⇒ 風力発電等の早期大規模導入に資する。

事業スキーム

- ( 1 ) 委託対象: 民間団体 実施期間: 平成24~28年度
- ( 2 ) 委託対象: 民間団体 実施期間: 平成24~28年度



情報整備モデル地区の選定状況

H24選定地区

都道府県	市町村	発電所の種別	調査面積(km <sup>2</sup> )
北海道	上ノ国町	陸上風力	1.50
青森県	青森市	陸上風力	3.00
	横浜町	陸上風力	2.50
岩手県	洋野町	陸上風力	1.50
秋田県	由利本荘市	陸上風力	3.00
山形県	小国町	陸上風力	2.50
福島県	いわき市	陸上風力	5.50
福井県	小浜市	陸上風力	1.00
山口県	萩市	陸上風力	1.00
鹿児島県	阿久根市	陸上風力	2.00
9 道県10 市町			

種別	調査面積
陸上風力	216 km <sup>2</sup>
洋上風力	3,288 km <sup>2</sup>
地熱	4 km <sup>2</sup>

※平成24年度~26年度

H25当初選定地区

都道府県	市町村	発電所の種別	調査面積(km <sup>2</sup> )
北海道	八雲町	陸上風力	4.01
	島牧村	陸上風力	1.68
青森県	田子町	陸上風力	5.09
岩手県	洋野町	陸上風力	4.60
秋田県	由利本荘市	陸上風力	3.98
	大仙市	陸上風力	2.19
	能代市	洋上風力	123.52
千葉県	湯沢市	地熱	1.53
	館山市	陸上風力	2.11
山口県	君津市	陸上風力	1.00
	阿武町・萩市	陸上風力	5.00
静岡県	下関市	陸上風力	0.42
	砥部町・内子町	陸上風力	2.11
長崎県	西海市	洋上風力	410.15
熊本県	芦北町	陸上風力	1.00
鹿児島県	指宿市	地熱	2.12
10 道県16 市町			

H25追加選定地区

都道府県	市町村	発電所の種別	調査面積(km <sup>2</sup> )
北海道	稚内市沖	洋上風力	400.00
岩手県	普代村・野田村	陸上風力	3.00
	洋野町沖	洋上風力	40.00
秋田県	秋田市・潟上市	陸上風力	6.00
	南部沖	洋上風力	580.00
福島県	北部沖	洋上風力	170.00
	いわき市	陸上風力	7.00
	古殿町	陸上風力	7.00
	天栄村	陸上風力	2.00
静岡県	南相馬市・飯館村	陸上風力	3.00
	御前崎港	洋上風力	130.00
兵庫県	神河町	陸上風力	4.00
鳥取県	中部沖	洋上風力	40.00
山口県	萩市	陸上風力	2.00
福岡県	北九州沖	洋上風力	20.00
長崎県	五島市黄島沖	洋上風力	500.00
	長崎市池島町沖	洋上風力	7.00
鹿児島県	串木野港	洋上風力	20.00
11 道県18 市町			

H26選定地区

都道府県	市町村	発電所の種別	調査面積(km <sup>2</sup> )
北海道	ニセコ町	陸上風力	9.00
	岩内町沖	洋上風力	37.00
	寿都町	陸上風力	8.00
	寿都町沖	洋上風力	88.00
青森県	八戸市	陸上風力	8.00
秋田県	能代市	陸上風力	2.00
福島県	南相馬市	陸上風力	21.00
石川県	輪島市	陸上風力	26.00
静岡県	磐田市	陸上風力	1.00
	牧之原市沖	洋上風力	48.00
兵庫県	洲本市沖	洋上風力	47.00
島根県	出雲市沖	洋上風力	52.00
愛媛県	八幡浜市	陸上風力	4.00
高知県	室戸市	陸上風力	37.00
福岡県	北九州市沖	洋上風力	240.00
長崎県	新上五島町沖	洋上風力	158.00
鹿児島県	薩摩川内市沖	洋上風力	177.00
13 道県17 市町			

平成26年度までに20道県、61力所(陸上風力39力所、洋上風力20力所、地熱2力所)で事業を実施

[環境省](#) > [総合環境政策](#)

## 平成26年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業における「情報整備モデル地区」の公募

平成26年度 風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業における「情報整備モデル地区」を地方公共団体より公募します。なお、この公募は、平成26年度予算の成立等を前提に募集の手続きを行うものです。

### 1. 応募対象者

調査地区を有する地方公共団体(都道府県、市町村等)

※民間企業や独立行政法人等は応募できません。

### 2. 公募期間

平成25年11月6日(水)～12月4日(水)(必着)

詳細は添付資料をご確認いただきますようお願いいたします。

- [平成26年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業 公募要領 \[PDF 654KB\]](#)
- [平成26年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業 応募様式 \[Word 55KB\]](#)

連絡先)総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室

担当:渡辺、會田

TEL:03-5521-8237

[ページのトップへ](#)

平成26年度 風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業  
情報整備モデル地区の公募要領

平成25年11月

環境省総合環境政策局

環境影響評価課環境影響審査室

平成26年度に本事業を行う「情報整備モデル地区」を、以下のとおり、公募します。なお、この公募は、平成26年度予算の成立等を前提に募集の手続きを行うものです。

### 1. 事業の目的

東日本大震災を契機として、低炭素社会の創出に貢献し、かつ自立分散型で災害にも強い再生可能エネルギーの利用を飛躍的に拡大することが求められています。

一方、再生可能エネルギーとして期待されている風力発電については、騒音・低周波音、動植物（バードストライク等）及び景観への環境影響が懸念されています。

環境省では、風力発電等について、適正な環境配慮を確保した健全な立地を円滑に進めていくため、環境アセスメントに活用できる環境基礎情報（貴重な動植物の生息・生育状況等）のデータベース化及びその提供を通じて、質が高く効率的な環境アセスメントの実施を促進することとしております。

本事業は、風力発電等の立地ポテンシャルや動植物の生息・生育の有無等を勘案して選定した情報整備モデル地区において、現地調査等を行うことにより、動植物・生態系等の環境基礎情報を収集・整理するものです。

こうした取組により、事業者が環境影響評価を実施する際に活用できる基礎的な情報を体系的に提供することで、質の高い環境影響評価を効率的に実施できる条件整備を行い、風力発電等の早期大規模導入に資することを目指しています。

### 2. 事業の内容

本事業の対象となる「調査対象モデル地区」としては、「準備書段階の調査」又は「配慮書段階の調査」があります。

- 準備書段階の調査では、既存資料、ヒアリング調査、現地調査（希少猛禽類、生態系（重要な自然環境のまとまりの場合）、動植物、景観等を想定。配置計画等が不明な段階であるため、騒音の現地調査は除く。）を実施する予定です。
- 配慮書段階の調査では、既存資料、ヒアリング調査、現地調査（希少猛禽類、生態系（重要な自然環境のまとまりの場合））を実施する予定です。

調査対象モデル地区の地域特性に応じて、詳細な調査内容を設定した後、環境省が調査受託者（民間の専門業者）を公募により選定して調査を実施します（必要な手続等は、全て環境省が行います。）。

調査受託者が行った調査結果は、希少種の情報等一部の秘匿情報を除き、データベース

(現在、構築中)において公開し、発電事業者等に利用していただくことを考えています。

なお、調査は、環境省及び調査受託者が実施しますが、必要に応じて、関係者への周知・説明等に御協力をお願いする場合があります。

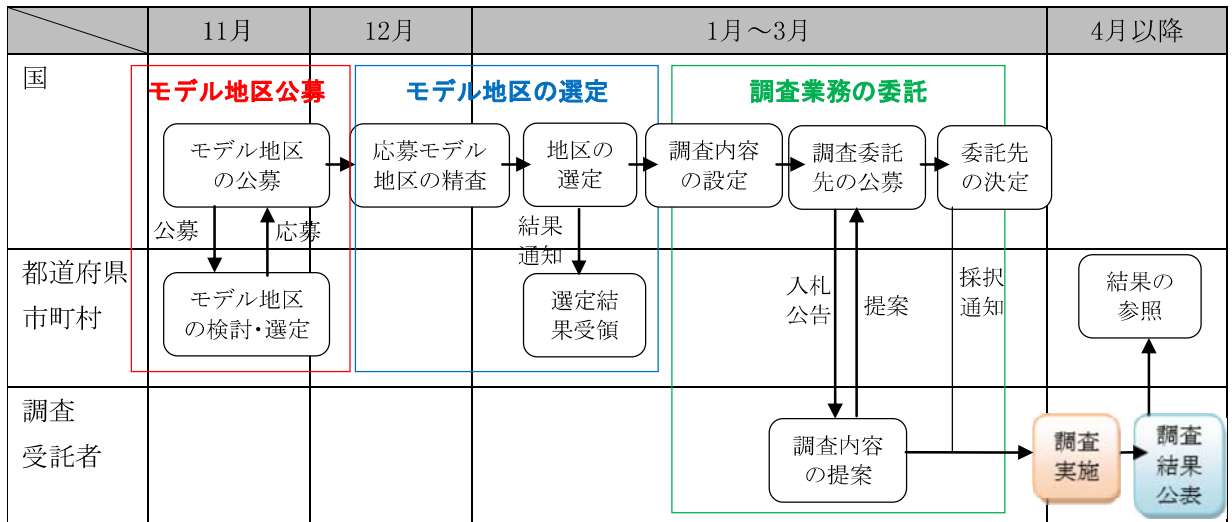


図1 調査のスケジュール(案)

### 3. 公募地域

本事業の対象となる「調査対象モデル地区」について、「準備書段階の調査」又は「配慮書段階の調査」のそれぞれの地区が満たすべき要件は、以下のとおりです。

#### (1) 準備書段階の調査対象モデル地区

次に掲げる要件を、原則として、全て満たしている地域を約100ha以上含んでいること。

- ① 既存の風況調査・賦存量調査結果等により、風力発電所又は地熱発電所の将来的な立地が想定される地区であること(風力発電の場合は年間平均風速が概ね5.5m/s以上)。なお、自治体の地球温暖化対策推進計画等において、風力発電又は地熱発電の導入促進地区として位置付けられていることが望ましい。
- ② 表1の法令等により保護又は管理されるべき地域として指定されていないこと。ただし、その変更等の見込みがある場合はこの限りではない。

表1 法令等に基づく地域指定

区分	根拠法令等	地域指定等
自然保護	自然公園法	国立公園 国定公園
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域（特別地区・普通地区）
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産
動植物保護	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区（国指定鳥獣保護区・国指定鳥獣保護区特別保護地区）
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	登録簿に掲げられる湿地の区域
文化財保護	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産
	文化財保護法	天然保護区域（国指定の特別天然記念物・天然記念物）
国土防災等	森林法	保安林（国指定）
	海岸法	海岸保全区域

- ③ 既存情報により、イヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の生息地、渡り鳥の重要集結地等の保護対象とすべき動植物が現に存在することが明らかな地区でないこと。
- ④ 既存道路からのアクセス性や地形的条件により、風力発電所又は地熱発電所の建設が困難な場所でないこと。
- ⑤ 地権者や漁業協同組合等の関係者から、調査実施に係る承諾が得られる見込みがあること。なお、発電事業の実施に係る合意は必要ない。
- ⑥ 特定の事業を念頭にした環境影響評価の手続きが既に実施されている地区でないこと。
- ⑦ 過年度の本事業の調査地区と重複しないこと。ただし、隣接地区についてはこの限りではない。
- ⑧ 都道府県が応募する場合は市町村の、市町村が応募する場合は都道府県の、環境影響評価に係る部局の了解が得られていること。

(2) 配慮書段階の調査対象モデル地区

(1) に掲げる選定要件の多くを満たす地域を約100ha以上含んでいること（必ずしも全ての選定要件を満たしている必要はない）

4. 応募対象者

調査地区を有する地方公共団体（都道府県、市町村等）

※民間企業や独立行政法人等は応募できません。



## 5. 応募

### (1) 期間

平成 25 年 11 月 6 日 (水) ～12 月 4 日 (水) (必着)

### (2) 応募書類

- ・ 1 自治体で複数の地区を応募する場合であっても、個票及び添付図は、候補地区 1 件ごとに作成してください。
- ・ 補足資料がある場合は、当該資料を添付してください。

#### ① 個票 (別添)

- ・ 現時点で判明していない事項については、「不明欄」にチェックを入れてください。個別にご相談させていただきます。

#### ② 添付図 (風況等マップ)

応募される地区の場所・範囲が具体的に分かるよう、電子国土等の地物が分かる地図※を背景図に使用し、調査対象範囲を明示した地図をお送りください (例: 図 2、図 3)。

#### ※応募地区の記入例

- ・ 電子国土Web. NEXT (国土地理院)

<http://portal.cyberjapan.jp/site/mapuse4/index.html#zoom=5&lat=35.99989&lon=138.75&layers=BTTT>

- ・ 国土地盤情報検索サイト (独立行政法人土木研究所・港湾空港技術研究所)

<http://www.kunijiban.pwri.go.jp/jp/denshikokudo/?pos=131.3482%2C32.0993>

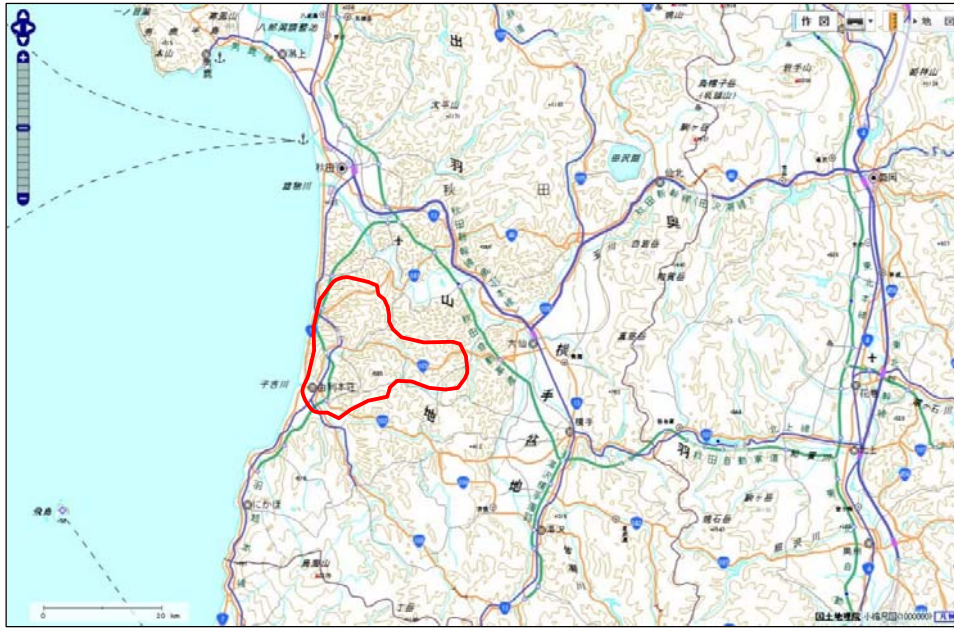


図2 応募地区の記入例（広域の範囲での記入例、背景 1/200,000 地形図）  
 （出典：電子国土 Web.NEXT）

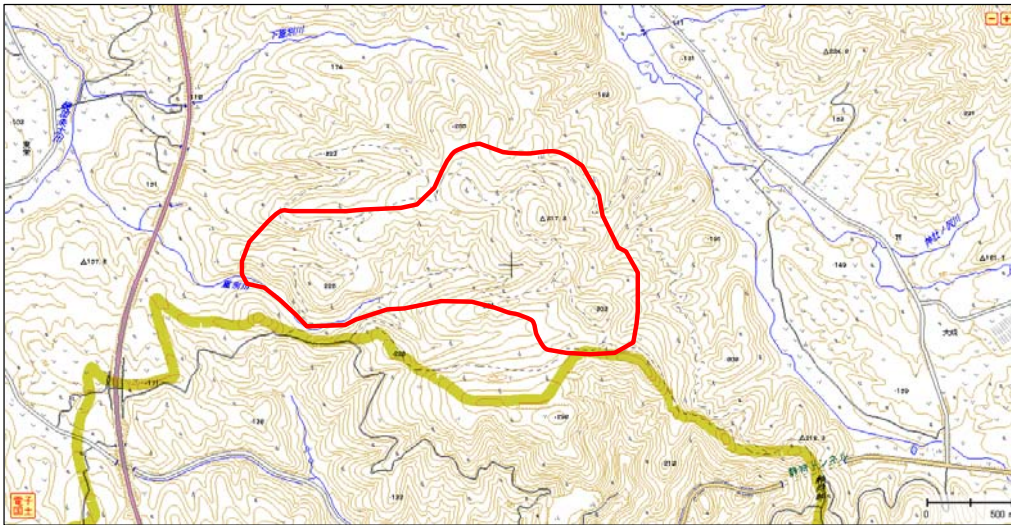


図3 応募地区の記入例（詳細な範囲での記入例、背景 1/25,000 地形図）  
 （出典：国土地盤情報検索サイト）

### (3) 応募方法

地区ごとに応募書類を作成して、以下の提出先に電子メールで提出してください。

<提出先>

(株) エックス都市研究所 風力アセス担当 一ノ瀬、齊藤  
windpower@exri.co.jp

<注意点>

- ・ 件名は、「地方公共団体名」及び「情報整備モデル地区の応募」としてください。
- ・ 10MBを超える容量となる場合は、分割又は圧縮をしてください。
- ・ 図面はPDFファイル（カラー）にしてください。

### (4) 選考

平成26年度は、30～50地区程度を想定しています。応募地区について、適格性と学識経験者等の意見を踏まえ選定します。なお、地域の環境影響や事業性等の観点から、調査対象範囲や調査内容（配慮書手続又は準備書手続）等を、協議の上、変更させて頂く可能性があります。

## 6. 問い合わせ先

本事業は、その業務の一部を環境省から（株）エックス都市研究所に委託しており、本公募も環境省の指示のもと委託先が実施します。

<環境省>

総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室（担当：渡辺、會田）

TEL：03-5521-8237

<株式会社 エックス都市研究所>

サステイナビリティ・デザイン事業本部 新事業創出チーム（担当：一ノ瀬、齊藤）

TEL：03-5956-7518 / FAX：03-5956-7523 / E-mail:windpower@exri.co.jp

## 7. 参考

- ・ 風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業  
<http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26-gaiyo/050.pdf>
- ・ 平成24年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（情報整備モデル地区における地域固有環境情報整備事業）の実施について（お知らせ）  
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15097>
- ・ 平成25年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（情報整備モデル地区における地域固有環境情報整備事業）の実施について（お知らせ）  
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16978>

## 政策会議

[▲ トップページへ](#)[トップ](#) > [会議等一覧](#) > [総合海洋政策本部](#)

## 海洋再生可能エネルギー実証フィールドの選定結果について

平成26年7月15日  
総合海洋政策本部事務局

「[海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針](#)」に基づき、海洋再生可能エネルギー利用のための実験海域である「実証フィールド」を募集したところ、7県11海域の提案がありました。

これらの海域について、有識者の意見を聴きつつ、実証フィールドの要件への適合状況を審査した結果、以下のとおり実証フィールドを選定しましたのでお知らせ致します。

○ [海洋再生可能エネルギー実証フィールドの選定結果について](#)

## 海洋再生可能エネルギー実証フィールドに選定された海域(6海域)

都道府県	海域	エネルギーの種類
新潟県	<a href="#">粟島浦村沖</a>	海流(潮流)、波力、浮体式洋上風力
佐賀県	<a href="#">唐津市 加部島沖</a>	潮流、浮体式洋上風力
長崎県	<a href="#">五島市 久賀島沖</a>	潮流
	<a href="#">五島市 柁島沖</a>	浮体式洋上風力
	<a href="#">西海市 江島・平島沖</a>	潮流
沖縄県	<a href="#">久米島町</a>	海洋温度差

## 海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針

〔平成24年5月25日〕  
〔総合海洋政策本部決定〕

### 1. 海洋再生可能エネルギー利用の重要性

風力や太陽光等の再生可能エネルギーについては、その利用に際し環境負荷が小さく、また、基本的に国内で調達可能なエネルギーであること、さらには、エネルギー源の多様化や新たな市場・雇用機会の創出といった効果も期待できることから、従来から政府としても利用拡大を図ってきたところである。

平成23年3月に発生した東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて現在進められている我が国のエネルギー政策の見直しにおいても、この方向性を一層強化し、再生可能エネルギーの開発・利用を加速させることが求められている。

四方を海に囲まれた我が国においては、再生可能エネルギーのうち、洋上風力、波力、潮流、海流、海洋温度差等、海域において利用可能な再生可能エネルギー（以下「海洋再生可能エネルギー」という。）の賦存量がかなり大きく、発電に利用する場合には陸上以上のポテンシャルがあると言われている。このため、海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術を早期に実用化し、我が国におけるエネルギー供給元の一つとして活用していける環境を整備することは、我が国のエネルギー政策上重要な課題であり、温室効果ガスの排出削減による持続可能な低炭素社会の構築の観点からも、政府一丸となって取り組んでいく必要がある。

### 2. 本方針策定の目的及び施策の基本的方向性

我が国の海洋再生可能エネルギーの利用は、先行する欧米と比較すると極めて限定的であり、また技術開発（基礎研究から実証までを含む。以下同じ。）についてもその件数や実験レベルにおいて大きく水を開けられている。我が国の今後のエネルギー政策を考える上で、海洋再生可能エネルギー利用が重要であることから、諸外国の取組みも参考にしつつ、実用化以前の段階と実用化・事業化の段階の双方における課題を抽出し、解決策を見出していかなければならない。



海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術の実用化に向けては、厳しい気象・海象条件の中で安全かつ効率的に発電できるかどうかの信頼性・耐久性について、実海域で実証することが不可欠であるが、我が国には容易に実証実験を行える海域が無いことが解決すべき課題の一つである。現在は、実海域での実証を行おうとする民間事業者は、個別に、海運関係者や漁業関係者等の他の海域利用者や地域関係者と相対して海域利用に関する調整を行う必要があるが、これに大変な労力とコストを要しており、これを一因として、我が国において海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術の実証を行おうとする者が多く出てこない状況にある。

実用化・事業化の段階においては、発電事業用の海域を一定の期間にわたり確保するための他の海域利用者等との調整その他の海域利用に係るルールが不明確である。海域はすべての国民が自由に使用し得るものであるという考え方の下に、同一の空間を海運、漁業、レジャー等の多くの関係者が利用している状況にある中で、海洋再生可能エネルギーを利用した発電事業を行うためには、他の海域利用者等との共存共栄を念頭に置きつつ、海域利用のための調整をいかに円滑に進められるかが重要な課題と考えられる。また、海底送電ケーブル敷設等のコストの問題や、安全の確保、環境の保全、海岸の保全等についても、海域で発電事業を進めていく上で重要な課題である。

以上の観点から、（１）実用化に向けた技術開発の加速のための施策、（２）実用化・事業化を促進するための施策のそれぞれについて、総合海洋政策本部が中心となり、様々な分野の関係者が相互に連携・協力し、以下の取組みを行うものとする。

### 3. 政府として今後推進すべき施策

#### （１）実用化に向けた技術開発の加速のための施策

##### （ア） 実証フィールドの整備

欧米においては、EUやイギリスの政府支援を受けて2003年にイギリスのオークニー諸島に設立された欧州海洋エネルギーセンター(EMEC)を始めとして、実証実験のための海域を提供する、いわゆる「実証フィールド」が数多く整備されつつあり、海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術の実用化の促進に大きな役

割を果たしている。

我が国においても、開発コストの大幅な低減、ベンチャー企業も含めた民間の参入意欲の向上、ひいては我が国の海洋産業の国際競争力強化のため、また、関連産業の集積による地域経済活性化に貢献するため、地方公共団体とも連携して、こうした実証フィールドの整備に取り組む。

#### ① 場所選定の進め方

今後の実用化が期待されている海洋再生可能エネルギーの種類としては、洋上風力、波力、潮流、海流、海洋温度差等が挙げられるが、既に海外においては、洋上風力、波力及び潮流の3種類を対象とした実証フィールドが整備されている。我が国における実証フィールドの整備は、各海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術に係る我が国及び世界の技術開発の動向等を見極めつつ、順次、行っていくこととし、最初の実証フィールドの場所選定を平成25年度中に行うべく、以下に掲げる事項について速やかに検討に着手し、平成24年度内を目途に具体的内容を公表する。

##### i. 場所の要件

海洋再生可能エネルギーの種類に応じた気象・海象条件や水深、海底地形等といった自然的条件に加えて、航行安全、環境や景観の保全等に対する適正な配慮の観点、他の海域利用者等との調整、実証フィールドの活動をサポートする周辺のインフラや関連産業の存在等といった社会的条件についても考慮する。

##### ii. 選定の方法

実証フィールドの整備に際しては、他の海域利用者等の合意が重要であることに加え、地域における実証フィールドの活用方策の検討やインフラ整備を含む当該地域の開発方針等、地域としての総合的な判断が求められることから、地方公共団体が主体となって企画立案し、地元の利害関係者等の調整を行うことが重要である。このため、場所の選定方法は公募形式とし、地方公共団体が申請を行うことを基本とする。また、第三者による透明性のある審査方法についても検討する。

#### ② 所要設備、運営主体

実証フィールドの所要設備としては海底送電ケーブルや変電設備等があり、これ

らの整備に対する公的支援のあり方も含めて検討を進める。また、機器の動作確認のみを行うための実証フィールドのあり方についても併せて検討を行う。また、実証フィールドの運営費用については、基本的には利用者から適正な額の利用料を徴収することにより賄うこととする。

運営管理を行う主体は、公平かつ適正な運営を確保する観点から、海洋再生可能エネルギー分野における専門的な知見を有する非営利の組織であることが望ましい。

所要設備の整備や運営主体の選定に関しては、関係地方公共団体の協力を得つつ、当面は国が主体となって検討を進めるものとする。

#### (イ) 実証フィールドの活用と他の関連施策との有機的な連携

海洋再生可能エネルギーの利用促進に向けた技術開発支援に係る補助制度等の各種施策を一層充実させ、実証フィールドの活用と有機的に連携させていくことが重要である。

また、実海域での実証を安全かつ確実に進める観点から、実証機を使った実海域での実証試験等の実施に当たり技術的な課題をクリアしているかどうかを第三者が評価する仕組みについて、先行する欧州を参考にしつつ、検討する。

### (2) 実用化・事業化を促進するための施策

#### (ア) 海域利用に係る関係者との調整のあり方

##### ① 基本的考え方

前述したとおり、海洋再生可能エネルギーを利用した発電事業を目的とした海域利用の調整に当たっては、他の海域利用者等との共存共栄を図ることが重要である。

その際には、海洋再生可能エネルギーを利用した発電事業の導入に伴う関連産業の集積等による地域経済の活性化も視野に入れつつ、地域毎の状況に応じて総合的な観点からの調整を行う必要があることから、地方公共団体の調整役としての役割が重要になる。

##### ② 円滑な調整のための環境整備

具体的な共存共栄のあり方として、海洋構造物の魚礁効果の活用、洋上作業における漁業関係者の協力、観光資源としての活用、地元関係者の発電事業への参加等、様々な方策が考えられるが、これらについて、関係者間で共通認識を有することが

重要である。このため、民間からの提案も参考にしながら、地域協調型・漁業協調型の海洋再生可能エネルギー利用とするためのメニューを作成し、公表する。

また、船舶交通、漁業、海洋レジャー等の海域利用の実態に関する情報や、風況、海況等の海洋再生可能エネルギーを利用した発電事業の適地選定に必要な情報等、海洋再生可能エネルギーの利用促進のために必要となる各種の海洋情報を充実させるとともに、これらの情報を容易に閲覧できる海洋台帳の整備を進める。

### ③ 既に管理者が明確になっている海域における先導的な取組み

港湾区域、漁港区域、海岸保全区域等、個別法により既に管理者が明確になっている海域においては、それぞれの区域における本来の目的や機能に支障のない範囲において、海洋再生可能エネルギー利用の取組みを先導的に進めていく。

#### (イ) 海域利用に係る法制度

海域利用に係るルールの明確化の観点から、必要となる法制度の整備について検討し、早急に結論を得る。

#### (ウ) 海洋構造物や発電機器の安全性の確保

海洋に設置される構造物や発電機器に関する安全性を担保する制度の明確化や、手続きの円滑化・ワンストップ化について検討し、早急に結論を得る。

一方、これらの技術的基準に関しては、国際電気標準会議（IEC）、国際標準化機構（ISO）、国際海事機関（IMO）等において、国際標準や国際基準が制定されている。我が国の海洋産業の国際競争力向上の観点から、我が国の技術を背景とした国際標準化等の主導に努める。

#### (エ) 適切な環境影響評価のあり方

本年10月から風力発電事業が環境影響評価法の対象となる予定であるが、洋上風力発電事業における環境影響評価に関しては、現在実施中の経済産業省及び環境省の実証事業において技術的手法の検討を進め、早急に結論を得る。また、洋上風力以外の海洋再生可能エネルギーを利用した発電事業における適切な環境影響評価のあり方についても、今後実証フィールドで得られることとなる知見や海外の動向等を参考にしながら検討していくこととする。

#### (オ) 普及・コスト低減に向けた取組み

今後の海洋再生可能エネルギーを利用した発電の事業化に向けて、海洋特有のコスト面に関する課題に対応するため、以下の取組みを進める。なお、事業化の見通しが立った段階においては、固定価格買取制度の活用も視野に入れる。

##### ① 海底送電ケーブル

海底送電ケーブルの敷設コストは、海洋再生可能エネルギー利用コストと陸域での再生可能エネルギー利用コストとの価格差の主な要因の一つとなっている。今後、海洋再生可能エネルギーを利用した発電事業の大規模導入も念頭において、効率的、計画的な海底送電ケーブルの敷設のあり方について検討する。

##### ② 設置・メンテナンス作業

海底送電ケーブルの敷設費とともに陸域よりコスト高となる要因として、設置やメンテナンス等の作業コストが挙げられる。今後ますます大型化する洋上風車等を安全かつ効率的に設置・メンテナンスしていくためには、バックヤードとなる作業エリアの整備や、洋上の厳しい気象・海象条件下で安全かつ効率的に設置・メンテナンスできる専用作業船等の実用化が必要になってくる。こうしたインフラや作業船等の整備方策について検討する。

#### 4. その他

本方針で掲げた具体的な課題の解決に向け、関係省庁の連携を一層強化する。

また、我が国における海洋再生可能エネルギー利用の重要性に関し、国民への普及・啓発に努める。



## 海洋再生可能エネルギー実証フィールドの選定結果について

平成26年 7月 15日  
内閣官房総合海洋政策本部事務局

「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」(平成24年5月25日総合海洋政策本部決定)に基づき、海洋再生可能エネルギー利用のための実験海域である「実証フィールド」を募集したところ、7県11海域の提案がありました。

これらの海域について、有識者の意見を聴きつつ、実証フィールドの要件への適合状況を審査した結果、以下のとおり実証フィールドを選定しましたのでお知らせします。

### 1. 実証フィールドに選定された海域(6海域)

都道府県	海域	エネルギーの種類
新潟県	粟島浦村沖	海流(潮流)、波力、浮体式洋上風力
佐賀県	唐津市 加部島沖	潮流、浮体式洋上風力
長崎県	五島市 久賀島沖	潮流
	五島市 栴島沖	浮体式洋上風力
	西海市 江島・平島沖	潮流
沖縄県	久米島町	海洋温度差

### 2. 要件への適合を確認次第、実証フィールドに選定することとする海域(5海域)

以下の海域については、要件の1つである利用の見込みが未だ不確定です。しかしながら、気象・海象条件、関係者との調整等に関する要件には十分に適合すると認められるため、利用者の確定が確認された時点で実証フィールドに選定することとします。

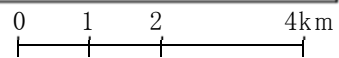
都道府県	海域	エネルギーの種類
岩手県	釜石市沖	波力、浮体式洋上風力
和歌山県	串本町 潮岬沖	海流
鹿児島県	長島町 長島海峡	潮流
	十島村 口之島・中之島周辺	海流
沖縄県	石垣島沖	波力

海 域 名 称	新潟県粟島浦沖村		
対象エネルギー	海流（潮流）、波力、浮体式洋上風力		
問合せ先	部署	新潟県産業労働観光部産業振興課 新エネルギー資源開発室	
	電話	025-280-5256・5257（内線 2838・2832）	
	メール	ngt050030@pref.niigata.lg.jp	
	Web サイト	<a href="http://www.pref.niigata.lg.jp/sangyoshinko/1356790960054.html">http://www.pref.niigata.lg.jp/sangyoshinko/1356790960054.html</a>	

周 辺 状 況 図

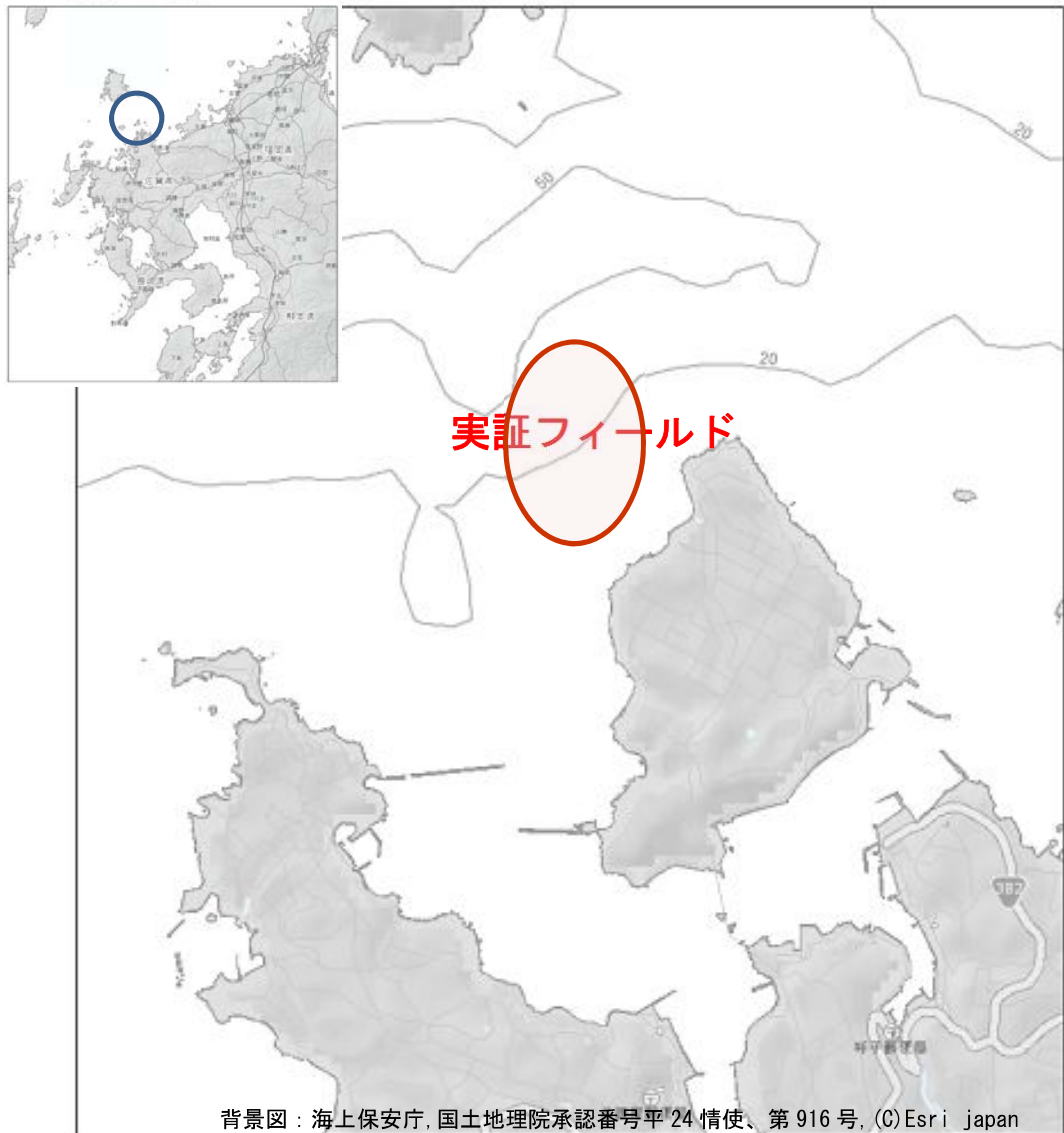


出典：海洋台帳 海上保安庁



海 域 名 称	佐賀県唐津市 加部島沖		
対象エネルギー	潮流、浮体式洋上風力		
問合せ先	部署	佐賀県農林水産商工本部 新エネルギー課	
	電話	0952-25-7380	
	メール	umiene@pref.saga.lg.jp	
	Webサイト	<a href="http://www.pref.saga.lg.jp/web/shigoto/_32796/UMIENE.html">http://www.pref.saga.lg.jp/web/shigoto/_32796/UMIENE.html</a>	

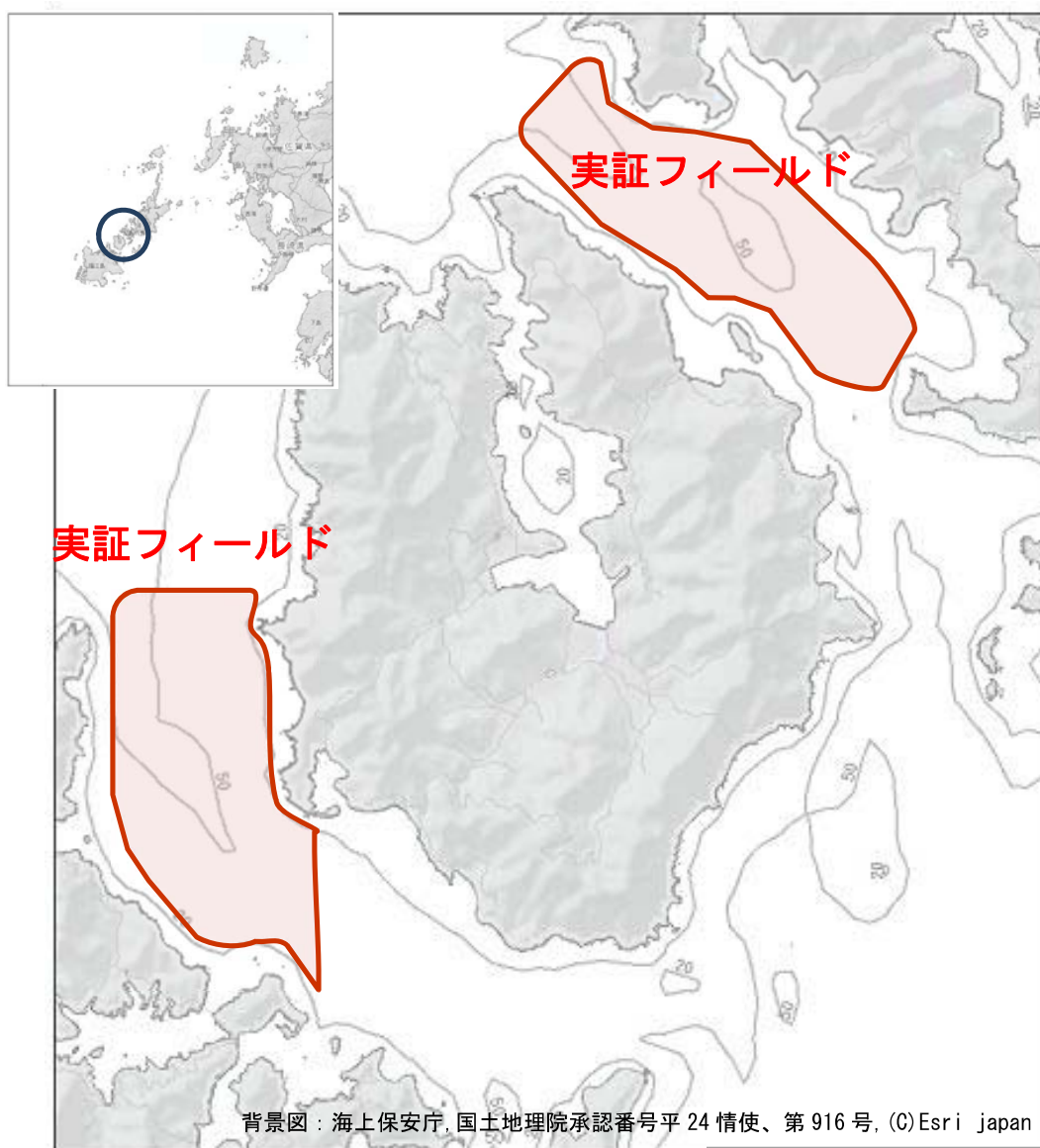
周 辺 状 況 図



出典：海洋台帳 海上保安庁

海 域 名 称	長崎県五島市 久賀島沖		
対象エネルギー	潮流		
問合せ先	部署	長崎県産業労働部 海洋産業創造室	
	電話	095-895-2695	
	メール	s05555@pref.nagasaki.lg.jp	
	Web サイト	http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/kogyo-kagakugijutsu/frontierpj/field/	

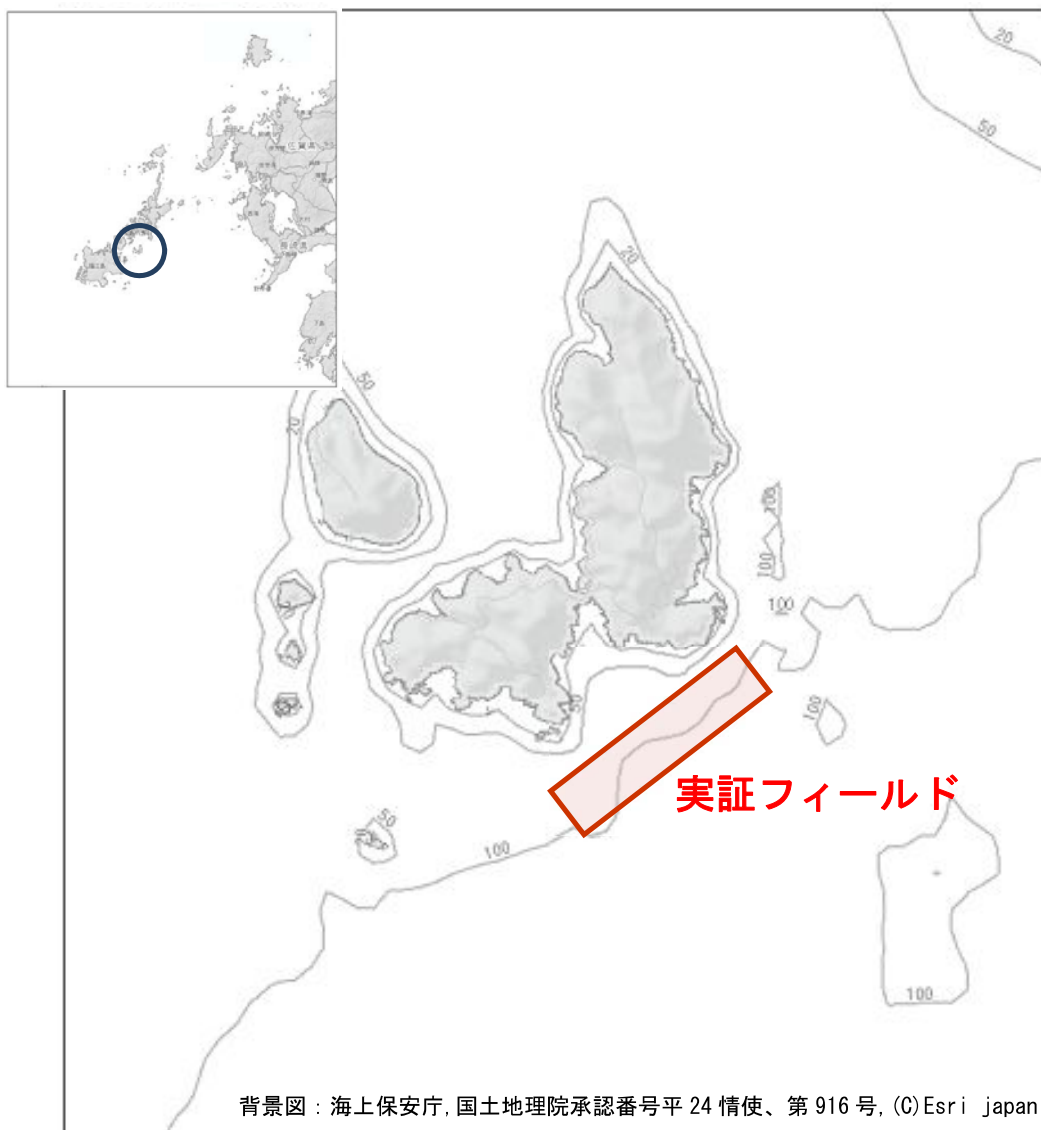
周 辺 状 況 図



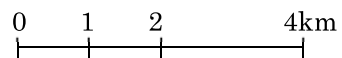
出典：海洋台帳 海上保安庁

海域名称	長崎県五島市 杵島沖		
対象エネルギー	浮体式洋上風力		
問合せ先	部署	長崎県産業労働部 海洋産業創造室	
	電話	095-895-2695	
	メール	s05555@pref.nagasaki.lg.jp	
	Webサイト	http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/kogyo-kagakugijutsu/frontierpj/field/	

周辺状況図



背景図：海上保安庁, 国土地理院承認番号平 24 情使、第 916 号, (C)Esri japan

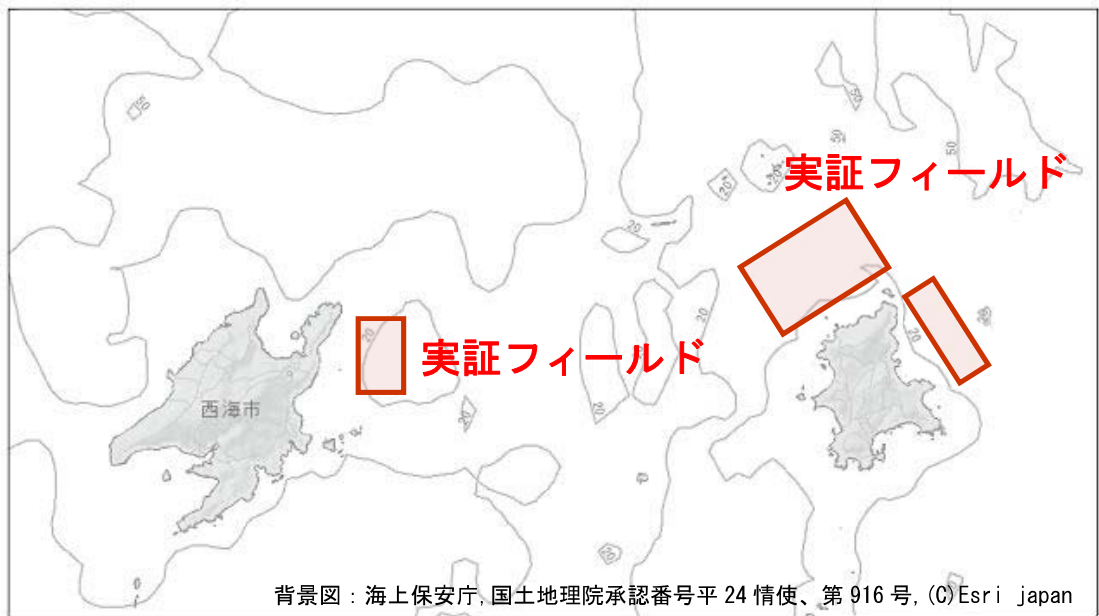


出典：海洋台帳 海上保安庁



海 域 名 称	長崎県西海市 江島・平島沖		
対象エネルギー	潮流		
問合せ先	部署	長崎県産業労働部 海洋産業創造室	
	電話	095-895-2695	
	メール	s05555@pref.nagasaki.lg.jp	
	Web サイト	http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/kogyo-kagakugijutsu/frontierpj/field/	

周 辺 状 況 図

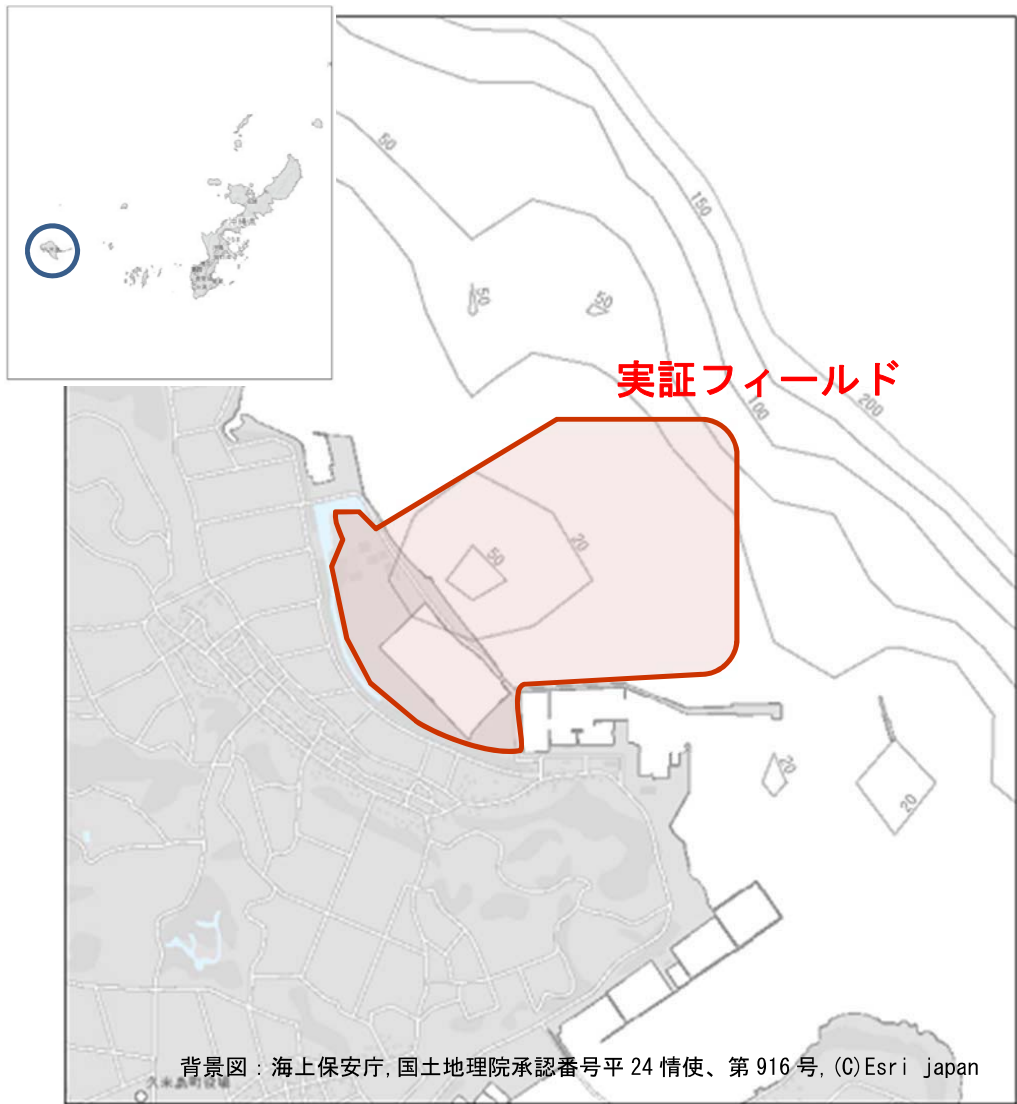


0 1 2 4km

出典：海洋台帳 海上保安庁

海 域 名 称	沖縄県久米島町		
対象エネルギー	海洋温度差		
問合せ先	部署	沖縄県商工労働部産業政策課産業基盤班	
	電話	098-866-2330	
	メール	下記 web サイト「お問い合わせフォーム」からお問い合わせください。	
	Web サイト	<a href="http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/seisaku/kiban/oceanrenewableenergy/jisshoufield.html">http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/seisaku/kiban/oceanrenewableenergy/jisshoufield.html</a>	

周 辺 状 況 図



出典：海洋台帳 海上保安庁